

指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護

「養護老人ホーム 映月荘」

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態及び要支援状態にある方に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業者

事業所名	社会福祉法人 相和会
指定番号	0570315044
所在地	秋田県横手市上境字大上境 158 番地 1
管理者の氏名	萱森 眞雄
電話番号	0182-36-1211
F A X 番号	0182-36-1235

(2) 従業者体制

従業者の職種	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1 人（兼務）		1 人
生活相談員	生活相談及び指導	1 人（兼務）		1 人
看護師もしくは 准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1 人以上 （兼務）		1 人以上
介護職員	介護業務	10 人以上		10 人以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1 人（兼務）		1 人
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成等	1 人		1 人

(3) 従業者勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	8：30～17：30
生活相談員	8：30～17：30

計画作成担当者	8：30～17：30
介護職員	日勤 8：30～17：30
看護職員	早番 6：30～15：30
	7：00～16：00
	遅番 10：00～19：00
	13：00～22：00
	夜勤 22：00～7：00

(4)設備の概要

定員 30 名

○介護居室 30 室

利用者の居室は、原則個室（定員 1 名）とし、ベッド・消灯台等を備品として備えています。利用者の心身の状況の状況に応じて居室を変更することがあります。

○一時介護室 1 室

介護を行うために適当な広さを確保します。

○食堂 1 室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 4 室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○便所 17 室

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えます。

○機能訓練室 1 室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 食事

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴又は清拭を週 2 回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

看護職員により、又は医療機関との連携により24時間連絡体制を確保し、健康上の管理を行います。医療機関へ受診が必要な際は付き添い介助を行います。

⑤ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

④ 売店

定期的に嗜好品や日用品の販売を行っております。料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

*別添の指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム映月荘 利用料金表をご覧ください。

5. 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は、月末に計算し、利用者は、次の方法により支払います。

(1) 当事業所指定の金融機関への口座振替(ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する)

(2) 当事業所指定の郵便局への口座振替(ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する)

(3) 現金による支払い

6. 利用料金の変更等

利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用料金を支払います。

(2) 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

(3) 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

(4) 事業者が、前項の利用料金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

7. サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者又は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

8. 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、利用契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとします。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14. 身元引受人等について

身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは御家族または縁故者もしくは成年後見人等とします。「代理人」は、利用者の本重要事項説明書及び契約に関する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

① 身元引受人の職務は次の通りとします。

イ) 利用契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身引き取れない場合のお受け取りや該当引き渡しにかかる費用のご負担。

ロ) 民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

② 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 30 万円を限度とします。

ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。

ニ) 連帯保証人の請求があった時は、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

15. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 虐待の防止

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。

二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

五 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

17. 苦情相談窓口

(1) 施設における苦情の受付

施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付します。

苦情受付担当者（受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30）

氏名：大日向一浩

職名：指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
主任生活相談員

連絡先：0182-36-1211

苦情解決責任者

氏名：萱森真雄

職名：指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
管理者

第三者委員

氏名：小田嶋栄子 電話番号 0182-38-8951

氏名：松井敏子 電話番号 0182-36-1862

苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。

また、第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と、話し合いによって、円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

秋田県 国民健康保険団体連 合 会	所在地：秋田市山王 4 丁目 2-3 市町村会館 4 階 電 話：018-883-1550 FAX：018-883-1551
横手市役所 市民福祉部 まると福祉課	所在地：横手市中央町 8-2 電 話：0182-35-2134 FAX：0182-32-9709
大曲仙北広域市町村圏 組合 介護保険事務所	所在地：大仙市高梨字田茂木 10 番地 電 話：0187-86-3910 FAX：0187-86-3914
秋田県 運営適正化委員会	所在地：秋田市北栄町 1 番 5 号 秋田県社会福祉会館内 電 話：018-864-2726 FAX：018-864-2742

18. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名 称	市立横手病院	小田嶋まさる内科
所在地	横手市根岸町 5-31	横手市横手町字大関越 174
診療科	総 合	内 科
名 称	ほそや歯科医院	横手興生病院
所在地	横手市条里 2 丁目 3-14	横手市根岸町 8 番 21 号
診療科	歯 科	精 神 科

19. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

この重要事項説明書は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

指定特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の交付と説明を行いました。

令和 年 月 日
事業者 住所 秋田県横手市上境字大上境 158 番地 1
名称 社会福祉法人 相 和 会
代表者 理事長 萱 森 眞 雄 印

説明者 職名 主任生活相談員
氏名 大 日 向 一 浩 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日
契約者（利用者）
住所 秋田県横手市上境字大上境 158 番地 1
氏名 印

代理人（連帯保証人）
住所
氏名 印

（契約者との関係）

私は、利用者が、事業者から重要事項の交付と説明を受け、特定施設入居者生活介護サービス及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者（代理人）
住所
氏名 印

（契約者との関係）